

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

令和元年10月

公益財団法人三重県建設技術センター

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

目 次

	ページ
第1条（趣旨）	1
第2条（料金）	1
第3条（料金の収納）	1
第4条（料金の支払期日）	1
第5条（料金の返還）	1
附則	
別表	

公益財団法人 三重県建設技術センター

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「公益財団法人三重県建設技術センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき公益財団法人三重県建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務の依頼に係る料金について、必要な事項を定める。

(料金)

第2条 業務規程第12条により低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務の依頼に係る料金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(料金の収納)

第3条 依頼者は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金をセンターに直接納入する。ただし、依頼者の都合により銀行振込によってセンターが指定する銀行口座に納入することができる。

- 2 前項の銀行振込に要する費用は依頼者の負担とする。
- 3 センターと依頼者は、別途協議により、一括の納入等別の方法を取ることができるものとする。
- 4 依頼者は、料金を、支払期日までにセンターに支払わなければならない。

(料金の支払期日)

第4条 料金の支払期日は、依頼日（依頼書がセンターに到達した日）より3日以内とする。ただし、銀行振込等において依頼日以前に支払う場合はこの限りでない。

- 2 依頼者が「料金の収納」の各号に掲げる料金を支払期日までに支払わない場合には、センターは、当該料金の区分に応じ、適合証を交付しない。この場合において、センターが当該適合証を交付しないことによって依頼者に生じた損害については、センターはその賠償の責めに応じないものとする。

(料金の返還)

第5条 収納した料金は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

(附 則)

この規程は平成24年12月4日より施行する。
この規程は平成26年 4月1日より施行する。
この規程は平成29年 4月1日より施行する。
この規程は令和元年10月1日より施行する。

別表

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金

(低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務の依頼料金)

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務の依頼に係る料金の額は、次のとおりとする。

A 戸建住宅の場合の料金額 (【基準適合判断Ⅰ】)

表1の戸建の料金を適用

B 共同住宅の場合の料金額

(1) 住戸部分のみの審査 (【基準適合判断Ⅰ】)

戸数に応じて表1の料金を適用

表1

低炭素建築物(住宅)の技術的審査料金(一次エネ、外皮性能、その他) 消費税含む

住棟の総戸数	新規料金(円)	変更料金(円)
戸建	33,000	16,100
1	33,000	16,100
~5	67,000	33,500
~10	91,600	45,500
~25	124,100	61,800
~50	171,300	85,300
~100	227,300	113,600
~200	287,000	143,500
~300	383,400	191,600
301~	469,300	234,600